

第 525 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 8 年 7 月 2 日(木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

場 所 KKR ホテル名古屋 福寿の間

出 席 者

(公益代表委員) 鈴木委員、中山委員、長谷川委員、三品委員、水野委員

(労働者代表委員) 安達委員、安藤委員、上野委員、西尾委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、中村委員、堀江委員、安田委員

(事 務 局) 小林愛知労働局長、小笠原労働基準部長、佐野賃金課長、柳澤主席賃金指導官、木村課長補佐、松永専門監督官、久場賃金指導官、白川賃金指導官、吉田賃金調査員、久保賃金調査員

- 議 題 (1) 愛知県最低賃金の改正決定について(諮問)
(2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等について
(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
(4) 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について
(5) その他

議 事
○白川賃金指導官 審議会の開催にあたり事務局からご案内いたします。 本日の審議会では、報道機関等の冒頭の撮影、地賃諮問文手交時の撮影及び諮問後の局長発言時の撮影を予定しております。 審議会の開会は、冒頭の撮影終了後といたします。 それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。 (冒 頭 撮 影) ○白川賃金指導官 そろそろ撮影の終了をお願いします。 それでは冒頭の撮影が終了したため、ただいまから第525回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。 各委員の皆さま方におかれましてはご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。 委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、5名全員のご出席、労働者代表

委員は5名全員のご出席、使用者代表委員は5名全員のご出席となっております。本日は15名の委員がご出席されているため、委員総数の3分の2以上となり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしていることを併せてご報告いたします。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして資料No.1からNo.6、別添資料①から③、また労働者代表委員からの資料を配布しております。ご確認をお願いいたします。

なお、本日の審議会は公開となっているため、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

本日は、第50期愛知地方最低賃金審議会委員による、令和8年度の第1回目の審議会となります。

これより委員の皆さまをご紹介させていただきます。会議資料の資料No.1として第50期委員名簿をお手元にお配りしております。お名前をお呼びし、ご紹介に代えさせていただきます。

まず、公益代表委員の方からご紹介いたします。向かって右側から、三品信委員、鈴木進也委員、中山徳良委員、長谷川ふき子委員、水野有香委員、以上5名の皆さまとなります。

次に、労働者代表委員をご紹介いたします。正面から、安達一樹委員、松村実委員、安藤知子委員、上野都砂子委員、西尾清人委員、以上5名の皆さまとなります。

次に、使用者代表委員をご紹介いたします。同じく正面から、岡安良康委員、古閑賢三委員、堀江公仁子委員、安田朗子委員、中村智委員、以上5名の皆さまとなります。

なお、事務局となります愛知労働局職員につきましては、資料No.2として名簿をお配りしております。名簿の配布をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、本年度第1回目の最低賃金審議会の開催にあたり、愛知労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○小林局長

皆様、こんにちは。愛知労働局長の小林でございます。

本日は、令和8年度の第1回愛知地方最低賃金審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃から労働行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県内の経済・雇用情勢を見ますと、物価上昇が続く中、その上昇に賃金の伸びが十分には追いついていない状況となっております。また、原材料価格の高騰や中東情勢など、いろいろな要因が地域経済や企業活動に影響を及ぼしていると

ころでございます。

このような中、労働者の生活の安定・向上を図るとともに、企業の持続的な発展、地域経済の活性化につながる賃上げを実現していくこと、これは非常に重要な課題となっているというふうに思っております。最低賃金につきましても、その重要性は一層増してございまして、国民の皆さんの関心も大変高いものとなっているというふうに認識しております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から十分にご議論をいただき、充実した審議をお願い申し上げたいと思います。

それでは、今後の審議が実り多いものになりますことを祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○白川賃金指導官

それでは、以降の進行につきましては、中山会長をお願いいたします。

○中山会長

はい、皆さまこんにちは。

昨年度に引き続きまして今年度も会長を務めさせていただきます、中山でございます。本審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、なにとぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○中山会長

では、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題(1)「愛知県最低賃金の改正決定について(諮問)」に入らせていただきます。最低賃金の改正決定について、小林労働局長から諮問がございます。

○小林局長

それでは、諮問をさせていただきます。

愛労発基0702第1号

令和8年7月2日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 小林 洋子

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、愛知県最低賃金(昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第6号)の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

では、お渡しをさせていただきます。

○柳澤主席賃金指導官

撮影される方は、中央の方にお入りいただいて結構です。

(諮 問 文 手 交)

(写 真 撮 影)

○柳澤主席賃金指導官

それではこの後、局長からの発言がございますので、撮影される方は、こちらのほうへご移動いただきますようお願いいたします。

(各委員、傍聴人・報道機関に諮問文(写)を配付)

○中山会長

それでは、小林局長からご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林局長

ただ今、令和8年度愛知県最低賃金額改定について諮問をいたしました。

昨年度は、公労使委員の皆様方におかれましては、県内の労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力といった法定三要素を考慮し、中央最低賃金審議会における公益委員見解の目安を参酌した上で、真摯かつ十分にご審議をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

その結果、愛知県最低賃金は63円引上げられ、時間額1,140円となりました。愛知労働局といたしましては、審議会でもいただいたご意見やご指摘も踏まえ、関係機関と連携しながら、その周知徹底に全力で取り組んでまいりました。

冒頭のご挨拶でも申し上げましたとおり、現在も物価上昇が続く中、その上昇に賃金の伸びが十分には追いついていない状況でございます。一方で、中小企業・小規模

事業者からは、「人件費負担の増加により利益が減少した」、「賃上げに見合う価格転嫁が十分に進んでいない」といった声も多く寄せられているところでございます。

昨日、賃上げに向けた機運醸成を目的として、愛知県知事と意見交換を行う機会がございました。意見交換では、高い賃上げが実現されている今年度の春闘の結果等を踏まえ、賃上げ機運を地域全体に広げる重要性を共有した上で、県と労働局それぞれの賃上げ支援策について説明を行いました。

さらに知事からは、「県では引き続き、企業が価格転嫁や生産性向上に取り組むことができるように企業支援を着実に実施していく」旨、また、「最低賃金には労働者の生活を保障する重要な役割があることから、物価上昇等を踏まえた適正な水準への引上げが図られるべきである。愛知地方最低賃金審議会において、真摯な協議と適切な答申をお願いしたい。」というご発言がございましたので、お伝えいたします。

愛知労働局では本年度におきましても、個々の企業が自らのニーズに沿った支援策を活用できるよう、厚生労働省のみならず、中小企業庁の補助金、それから自治体の取組、さらには労務費の適切な価格転嫁に関する指針などをパッケージとして取りまとめてございます「賃上げ支援助成金パッケージ」を作成いたしまして、監督署とハローワークが一体となって、また愛知県と緊密に連携しながら、各種支援策の周知・利用勧奨に取り組んでまいります。

さて、今後の審議につきましては、気候的にも大変暑い時期となりますので、委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけすることになろうかと思えます。しかしながら、愛知県内の雇用・経済情勢をはじめ、中小企業・小規模事業者・労働者を取り巻く状況など、愛知県の実情を十分に踏まえた上で、活発かつ建設的なご議論をお願いしたいというふうに思っております。

本審議会において充実した審議が行われますよう、私ども事務局も努力をしておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○白川賃金指導官

恐れ入りますが撮影はここまでとさせていただきます。所定の場所へお戻りいただくようお願いいたします。

○中山会長

ただ今局長から、昨日の知事との意見交換会におけるコメントをお伝えいただきましたけれども愛知県に適用されます最低賃金の改正に当たりましては、この愛知地方最低賃金審議会において県内の労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払い能力といった法定三要素を考慮しまして、更に中央最低賃金審議会における公益委員見解の目安を参酌した上で、公労使各委員による真摯な審議を経て決定

してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思
います。

続きまして、議題(2)「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等
について」に入ります。愛知県最低賃金の改正決定に関する議論につきましては、最
低賃金法第25条第2項に基づきまして、専門部会を設置して審議することとなつてお
ります。

愛知県最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等について、専門部会委員の推薦
公示及び関係労使の意見聴取をあわせて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

専門部会の設置は、最低賃金法第25条第2項に基となる規定があり、最低賃金審議
会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより設置することとなります。まず、
最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められた時は、専門
部会を置かなければならないこととされています。専門部会の委員は、最低賃金法第
25条第3項で公労使同数とされ、最低賃金審議会令第6条第1項により、委員数は9人
以内とされています。このため、公労使各3名の委員により組織されることとなりま
す。労働者及び使用者代表である委員は、関係労使団体の推薦があった候補者のうち
から愛知労働局長が任命します。委員の推薦に係る公示は、本日から7月16日(木)ま
での15日間とします。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査
審議を行う場合、関係労使の意見を聴くことになっており、意見を聴く旨及び意見書
を提出すべき旨の公示を本日から7月23日(木)までの22日間とします。

説明は以上となります。

○中山会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問があればお願いしたいと思います。よ
ろしいでしょうか。

(質 問 等 な し)

○中山会長

よろしければ続きまして、議題(3)「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の
有無について(諮問)」に入ります。

特定最低賃金の改正に関する申し出状況について事務局から説明をお願いいたし
ます。

○佐野賃金課長

本年3月24日に労働団体である、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、6件の特定最低賃金の改正について意向表明がなされました。そして、本年6月23日に同連合会から愛知労働局長に対し改正6件にかかる申出書の提出がありました。

資料No.3をご覧ください。改正の申し出のあった産業・業種は、この表のとおり6件であり、新設の申し出はありませんでした。

ただ今より順に正式な名称を読み上げます。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 平成20年愛知労働局公示第3号
 - 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 同公示第4号
 - 3 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 同公示第5号
 - 4 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金 同公示第6号
 - 5 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 同公示第7号
 - 6 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金 同公示第9号
- 以上です。

○中山会長

ただ今、特定最低賃金6業種についての改正決定の申し出があったとの報告がございました。これに関し、愛知労働局長から諮問がございます。

○小林局長

それでは、諮問をさせていただきます。

愛労発基0702第2号

令和8年7月2日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 小林 洋子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和8年6月23日付けをもって申出代表者日本労働組合総連合会愛知県連合会会長

可知洋二から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり下記6件に関する申出があったので、同法第21条により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

なお、改正の申出があった特定最低賃金の6件につきましては、先ほど事務局から説明を申し上げたとおりでございまして、繰り返しになりますので、読み上げは省略させていただきます。

以上でございます。

では、お渡しをさせていただきます。

(諮 問 文 手 交)

(各委員、傍聴人・報道機関に諮問文(写)を配付)

○中山会長

ただ今、局長から諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として6業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行うことといたします。

続きまして、議題(4)「愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について」に入ります。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、従来から、愛知地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定により「検討小委員会」を設置して審議しております。本年度も「検討小委員会」を設置して、改正決定について審議することとしてよろしいでしょうか。

(異 議 な し、 承 認)

○中山会長

それでは、ご承認をいただきましたので、検討小委員会の設置・運営について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

愛知地方最低賃金審議会運営規程を資料No.4として、検討小委員会運営規程を資料No.5としてお配りしております。検討小委員会の設置・運営について説明いたします。

資料No.4の愛知地方最低賃金審議会運営規程第3条において、「会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされ、資料No.5検討小委員会運

営規程の第2条により、「委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。」とされています。これら規程によりまして、会長が委員を指名し、小委員会を設けることとなっています。

○中山会長

ただ今の事務局から説明について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(質 問 等 な し)

○中山会長

よろしいでしょうか。

それでは、検討小委員会運営規程第2条によりまして、検討小委員会委員を決定したいと思います。

事務局からは、労働者側の被推薦者は、安達委員、上野委員、西尾委員、使用者側の被推薦者は、岡安委員、古閑委員、堀江委員と聞いておりますけれども、間違いございませんでしょうか。

(異 議 な し)

○中山会長

それでは、労働者側委員としては、安達委員、上野委員、西尾委員、使用者側委員としては、岡安委員、古閑委員、堀江委員を指名いたします。また、公益委員は、鈴木委員、長谷川委員、水野委員の3名を指名いたします。

委員の皆さまには、検討小委員会の円滑な運営につきまして、ご協力をお願いいたします。

それでは最後に、議題(5)「その他」となっておりますが、労使各側から何かありますでしょうか。

まず、労働者側いかがでしょうか。

○安達委員

労働者委員の安達と申します。本日より今年度の審議会がスタートするにあたり、改めてではありますが、労働者側より地域別最低賃金と特定最低賃金に対する私たちの考えをお伝えさせていただきます。

本日提出させていただいておりますファイルの赤いタグになりますが、労働者代表

委員資料になりますが、それを見ていただきたいと思います。

まず、地域別最低賃金について4点申し上げます。

1点目は、物価上昇、実質賃金についてです。直近の2025年平均の名古屋市消費者物価指数は、前年同月比で3.4%の上昇となりまして、高い水準が続いております。その影響もあり、実質賃金指数は、2025年平均の愛知県においては前年比2.0%減となり、労働者の生活は非常に厳しい状況が続いております。最低賃金近傍で働く労働者も多くあり、その厳しい生活実態を直視し物価上昇を考慮した引上げが必要であるといったところでございます。

2点目は、今年の春闘での賃上げの流れについてです。本年の連合愛知の5月末日の春闘集計結果では、回答を引き出した組合のうち9割以上が賃金改善を獲得し、額・率ともに比較可能な2013年以降で過去最高の水準となっており、昨年に続き賃上げの流れは一層の広がりを見せております。この賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、組合のない企業等で働く労働者の労働条件向上へ波及させるべきであり、これが最低賃金審議の本質であると考えております。

3点目は、現行水準です。昨年、愛知県は1,140円となりましたが、年収換算すると228万円程度で、まだまだワーキングプアの状態といえます。労働の対価として相応しい水準とするためにも、地域相場が示している様々な賃金水準を踏まえた最低賃金とする必要があります。

4点目は、同一労働同一賃金の観点です。有期・短時間・契約等で働く方々の中には、最低賃金近傍で働く方も多くいます。最低賃金の引上げは同一労働同一賃金の流れを社会全体で後押しすることにつながり、愛知県労働者の約4割を占める有期・短時間・契約等で働く労働者のやりがい・働きがいの向上につながる重要なものであります。以上4点、地域別最低賃金において我々労働者側の考えとなります。

続いて、特定(産業別)最低賃金についてでございます。まず、これまでお伝えしてきた基本的な考え方を2点お伝えさせていただきます。

1点目は、意義と目的です。特定最低賃金は法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムです。未組織労働者に波及させることによって、賃金格差の是正につながることに加え、人材確保、産業の健全な発展へとつながっていくことから特定最低賃金は重要な位置づけです。

2点目として、労働協約ケースで申出を行っている重要性についてです。労使の締結を基礎として、産業全体の賃金の底上げ・格差是正の役割を果たしております。今年度においても申し出た6業種は労働協約ケースで申出を行っており、適用労働者数の約3割から7割を占める当該労使が合意した賃金協定、労働協約のもとで申し出たものでございます。産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の労使関係の意思を尊重する審議を労側として強く求めたいと考えております。

次に、生産性向上と適正取引・価格転嫁と特賃の重要性についてです。生産性向上と適正取引・価格転嫁と賃金の関係はこのようになると考えております。価格改定、材料費や労務費をしっかりと価格に転嫁することにより利益確保、利益増につなげ、その利益を公正に分配することで生産性向上につながり、好循環が生まれます。生産性向上に向けても賃上げも重要となりますが、その中でも特定(産業別)最低賃金が有効な手段となると考えております。労使で取り組むきっかけとなる企業の垣根を超えることにより、一企業では難しい取組みが進めやすくなります。産業全体で水準を上げることにより、人材確保での競争力向上につながります。これらのことに寄与することから、産業全体で生産性向上を実現するためにも特定(産業別)最低賃金は重要な位置づけにあると考えております。

最後になります。適正取引・価格転嫁についてです。新たな成長を生み出す好循環を実現するためにも、中小企業や労働組合のない企業・分野において持続的な賃上げを実現することが重要であると考えております。実現するためにも、生産性向上と労務費を含めた価格転嫁の促進が必要であることは公労使が同じ認識の下、取組みが進められてきました。産業内の公正競争確保のためにも、適正な労務費の転嫁が重要であります。その実現のためにも特定最低賃金の果たす役割は大きいと考えております。

地域別最低賃金、特定最低賃金について労働者側の考えを述べさせていただきました。

○中山会長

続きまして、使用者側はいかがでしょうか。

○岡安委員

岡安でございます。私のほうから本年度の審議にあたりまして使用者側の考えを述べさせていただきます。近年の物価高騰、中東情勢による供給不安、あるいは関税、利上げの影響に加えまして価格転嫁の停滞感などありまして当地の企業を取り巻く環境は大変厳しく、また先行きが極めて不透明な状態といえます。一方で、デジタル・AIなどの技術は、まさしく日進月歩となっており生産性の向上により少子高齢化で不足する労働力を補うことや新たな価値の創造、柔軟な働き方の可能性を広げることの幅広い活用が期待されておりますし、益々その傾向は今後強まっていくというふうに考えております。こうした環境の中、今年の各企業において労使で生み出した利益の分配としまして、賃上げは連合愛知さんの調査では加重平均で18,332円、5.47%、愛知県経営者協会の調査では単純平均で14,755円、4.82%という、いずれも非常に高い水準となっております。ただし、300人未満の企業では連合愛知さんのほ

うでは、14,797円、5.07%、愛知県経営者協会では11,047円、3.88%といずれも金額ベースで見ますと3,500円程度の開きがあり、企業規模間の格差が課題であると認識しております。こうした傾向はコロナ禍以降継続しており、規模間の格差拡大と大幅な近年の最低賃金の引上げにより、中小企業においては若手や未経験など非熟練者や単純作業・軽易な作業を行う社員とベテラン・高度な技術者・技能者など利益貢献が大きな社員との間で職務・能力に応じた賃金の差を適切に設けることが難しくなってきました。

結果としまして、デジタルなど生産性の向上に不可欠な技術を持った人材も含めて中小企業から大企業へ人材が流出することで、中小企業の人材不足と事業の発展を停滞させてしまっているという可能性があるといえます。

さて、地域別最低賃金についてですが、去年は私も使用者側としまして決定にあたり、特に生活の安定の観点から発効日を遅らせないことを優先して結論を出させていただいたところです。一方で、金額につきましては目安どおりではありましたが、6%という先ほどの今年の賃上げの5%台を上回る非常に高い水準で、中小企業にとっては、これは大変厳しい結果となってしまったと認識しております。今年の審議では、去年も主張させていただきましてとおり三要素のデータに基づく審議におきまして、全体の平均だけではなく中小企業に着目したデータの動向や中央値などにも着目した議論をして、当地の労働者の賃上げと共に企業の経営が本当の意味で底上げにつながる水準はどこかということを導き出していきたいと考えております。その過程におきましては、賃金の統計で比較よく使われる加重平均はその計算手法から大手企業の水準を色濃く反映した数字であることに留意した議論が必要であるとも考えております。

特定最賃につきまして、お申出のありました各業種については改めて真摯に議論を進めていきたいと考えております。特に人材確保が労使共通の課題であることを昨年確認させていただきました。使用者側としましては、この共通認識した課題について検討小委員会で引き続き共有させていただいた上で今回の業種における解決手段として特定最低賃金が有効であるかについて、データに基づく議論を望むものです。また、特定最低賃金の意義については、スタートアップのような将来性の高い産業や伝統工芸のように後世に残すべき技術・技能などを守るために、あるいは社会福祉・介護などエッセンシャルワーカーでありながら低賃金となってしまう業種について、適切な労働条件を維持するためなのであれば積極的に活用すべきというふうに考えております。

最後に、行政からの支援策について一言述べさせていただきたいと思います。現在も非常に多様な施策が用意されており、適切に活用すれば中小企業の賃上げ・人材確保を含む力強い支援になると感じております。しかしながら中小企業のバックオフ

イスは専任の担当者が不在の兼任体制がほとんどでありまして、通常業務ですら人手が不足する状況にあり、支援を自力で受け取ることが難しいのが実態です。専門家による支援は期待できますが、その場合には代行費用が発生するため、本来の支援を100パーセント享受することができず、結果として支援を受け取ることができない、あるいは支援の効果が十分行き届かないというのが現状と認識しております。特に中小企業に関しましては、こういった手続き代行費用も含めた支援など行政支援として、ご用意いただいている支援を行き渡せることもご検討いただきたく思っております。

○中山会長

他の委員の方から何かご発言はございますでしょうか、よろしいでしょうか。では、事務局から何か連絡事項はありますか。

○佐野賃金課長

はい、まず資料の説明です。本日の資料No.6をご覧ください。これは、令和8年6月23日付けの「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」というものでございますが、これは中央最低賃金審議会における目安制度の在り方に関する全員協議会において、昨年度の地域別最低賃金の審議の結果を踏まえた上で論点を整理した報告書となります。

大きく2点、1つは目安、1つは発効日、これについて課題と対応策が整理されています。

対応策のほうから申し上げていきますけれども、この資料の2ページを先ずご覧いただきまして、(2)で対応方針とありますが、ここに目安について書かれています。該当部分を読み上げますけれども、目安について「近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実情と乖離した引上げ額を導き出すことは適切ではなく、法定三要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金を決定すべきである。」、「審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当ではなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。」こういった部分でございます。

次に、発効日の在り方についてですけれども、8ページを見ていただきます。(4)の対応方針にございますけれども、まずここで指定日発効です、「指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解が得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使間で、十分に議論して決定すること。」、「発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。」、「指定日発効とし

た地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。」等の記載がございます。

昨年度の地域別最低賃金の審議におきまして、良くなかった反省点を踏まえて中央最低賃金審議会のほうが方針を示しているものでございますので、今年度のご審議の際の参考にしていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、資料目次がございますが、別添資料と書いておりますけれども、こちらについて説明させていただきます。別添資料の①をご覧ください。

こちらが本年6月12日付けで全労連東海北陸地方協議会議長から、愛知労働局長及び愛知地方最低賃金審議会会長あてに「物価高騰のもと最低賃金をただちに1700円以上へ引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求める要請書」が提出されています。

要請の項目は、1から13までございますので読み上げさせていただきます。

- 1 中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るため、最低賃金をただちに1700円以上に引き上げ、2000円をめざすこと。
- 2 2025年度改定における発効日の先送り・分散化は、新たな地域間格差を生み出した。最低賃金法における「決定において別に定める日があるときは、その日」との規定を削除するよう国に求めること。また、2026年度の改定にあたっては、発効日について「公示の日から起算して30日を経過した日」という原則を遵守すること。
- 3 すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう国に求めること。
- 4 審議会には、最低賃金法にもとづく三要素を踏まえた審議ができるよう労働局から資料が提出されているが、「事業の賃金支払能力」に関わる資料が多く、偏りがある。もっとも重視されるべきは、憲法25条にもとづく「労働者の生計費」であり、憲法の要請に応えられる資料を整えるとともに、審議において「労働者の生計費」に関わる議論を充実させること。あわせて、単身者の生計費を審議するに足る資料が提出できるよう、国に調査の実施を求めること。
- 5 ホルムズ海峡封鎖の影響などにより、さらなる物価高騰が予想されるもとで、より「労働者の生計費」に重点を置いた慎重な議論が求められる。審議会としても、この点を十分に踏まえて検討を行うこと。
- 6 審議会や専門部会において、女性労働者、非正規労働者、アルバイト学生、外国人労働者・技能実習生など、最低賃金近傍で働く労働者の労働と生活の実態を審議に反映させるため、当事者が意見陳述を行う機会を設けること。
- 7 専門部会では、いわゆる二者協議や休会中の協議が多く、県民が理解し納得で

きる審議が行われているとはいいがたい。公開の場での審議を充実させること。専門部会を非公開としている地方においては、直ちに公開すること。

- 8 すべての審議・協議について議事録を作成し、その全文を公開すること。
- 9 これまで、東海4県の審議会答申には結論のみが示され、根拠・理由等が記載されておらず、最低賃金法第9条のいわゆる三要素をどのように考慮して決定されたのか明らかではない。労働局長は審議会に対し、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載するよう求めること。審議会は、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載すること。あわせて、国に対する意見を答申に記載し、要望すること。
- 10 大幅な物価上昇や経済情勢の変動が生じた場合には、年1回に限らず最低賃金の改定を行うこと。
- 11 社会保険料の減免をはじめ、最低賃金の大幅引き上げに欠かせない中小企業支援策を抜本的に拡充するよう国に求めること。
- 12 最低賃金審議会の日程や委員の改選などの「公示・公告」情報について、求める者に適宜提供すること。労働者委員が任期途中で辞任し、それに伴う推薦・任命が行われる場合も同様とすること。
- 13 大幅に増加する労働行政の需要に対応するため、公共職業安定所や労働基準監督署など、都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の体制拡充・強化を行うこと。

と要請がなされています。

この要請にかかる全労連東海北陸地方協議会の2026年最賃キャラバン資料も添付させていただいております。

続きまして、別添資料の②でございます。

こちらは、本年6月26日付けで愛知県労働組合総連合議長から、愛知地方最低賃金審議会会長及び愛知労働局長あてに「愛知県最低賃金を1800円以上に引き上げるために生計費重視・開かれた審議、中小企業支援を国に求めること及び早期発効を求める要請書」が提出されています。

要請の項目は1から5までございますので、読み上げさせていただきます。

- 1 労働者の生計費を重視し、愛知県最低賃金を1,800円以上に引き上げること。
- 2 愛労連発表の「最低生計費調査結果」を昨年に続き審議会資料として用い、意見陳述を実施すること
- 3 最低賃金引上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政措置を政府に要望し、その旨を答申に明記すること
- 4 公開審議を拡充し、答申書に改定理由及び根拠を明記すること
- 5 愛知県最低賃金の発効日が10月1日となるように審議をすすめること

併せて「最低賃金を今すぐ1800円以上に引き上げ、中小企業支援を拡充しましょう」オンライン署名5,942人及び「愛知県最低賃金を1800円以上とし、中小企業支援を求める要請」と題した個人署名6,500筆も提出されていますので、会場中央の机の上に置かせていただいております。

なお、参考に別添資料③として署名の表紙を配付しておりますが、今から電子版賛同者名簿と自署版の署名名簿を委員の皆様にご覧いただきます。しばらくお待ちください。

(電子版賛同者名簿と自署版の署名名簿を委員にご覧)

○柳澤主席賃金指導官

委員の皆様、署名等ご覧いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして事務局よりご連絡いたします。

今後の日程につきましては、中央最低賃金審議会の動向を踏まえて決定することとなります。このため、同審議会の開催については、できるだけ速やかに皆さま方にお知らせしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中山会長

今ありましたように今後の審議については、中央最低賃金審議会の動きを踏まえ進めることにしたいと思います。

他に、労働者側、使用者側、何かご意見等が追加でありましたらお願いします。

(意 見 な し)

○中山会長

よろしいでしょうか、では、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、第525回愛知地方最低賃金審議会を閉会とします。

本日は、皆さまお疲れ様でした。

(令和8年7月2日) 第525回愛知地方最低賃金審議会 議事録